

大阪府立北河内地域支援学校（仮称）及び
大阪府立北河内地域高等支援学校（仮称）
新築工事基本設計業務

公募型プロポーザルの概要

公共建築室 計画課

□計画概要

| | |
|---------|--|
| 委託名称 | 大阪府立北河内地域支援学校（仮称）及び 大阪府立北河内地域高等支援学校（仮称） 新築工事基本設計業務 |
| 計画場所 | 枚方市村野西町 |
| 地域地区 | 市街化調整区域（建ぺい率60%、容積率200%）・河川保全区域 |
| 敷地面積 | 21,326.16㎡ |
| 計画規模 | 延べ面積 約16,000㎡ |
| 想定工事費 | 約45億円（税抜） ※提案内容を拘束するものではない。 |
| 生徒数・職員数 | 支援学校 児童・生徒数 約300人 / 高等支援学校 生徒数 約100人 総教職員数 約200人 |
| 事業の背景 | <p>現在、大阪府立支援学校（以下「支援学校」という。）においては知的障がいのある児童生徒数が増加傾向にあり、これ以上の児童生徒の受入れが困難となっている。</p> <p>また、知的障がいのある生徒の「就労を通じた社会的自立を促進することを目的とした高等支援学校」（以下「高等支援学校」という。）についても、府内に1校（たまたがわ高等支援学校）であることから、府域全体のニーズを満たしているとはいえない状況にある。</p> <p>このため、平成21年10月に枚方市より取得した元枚方市立村野中学校跡地の敷地を活用して、児童生徒数の増加に対応した支援学校の施設整備を行うとともに、高等支援学校の併設を行う。</p> |

□スケジュール（予定）

名 称：大阪府立北河内地域支援学校（仮称）及び大阪府立北河内地域高等支援学校（仮称） 全体工程（案）

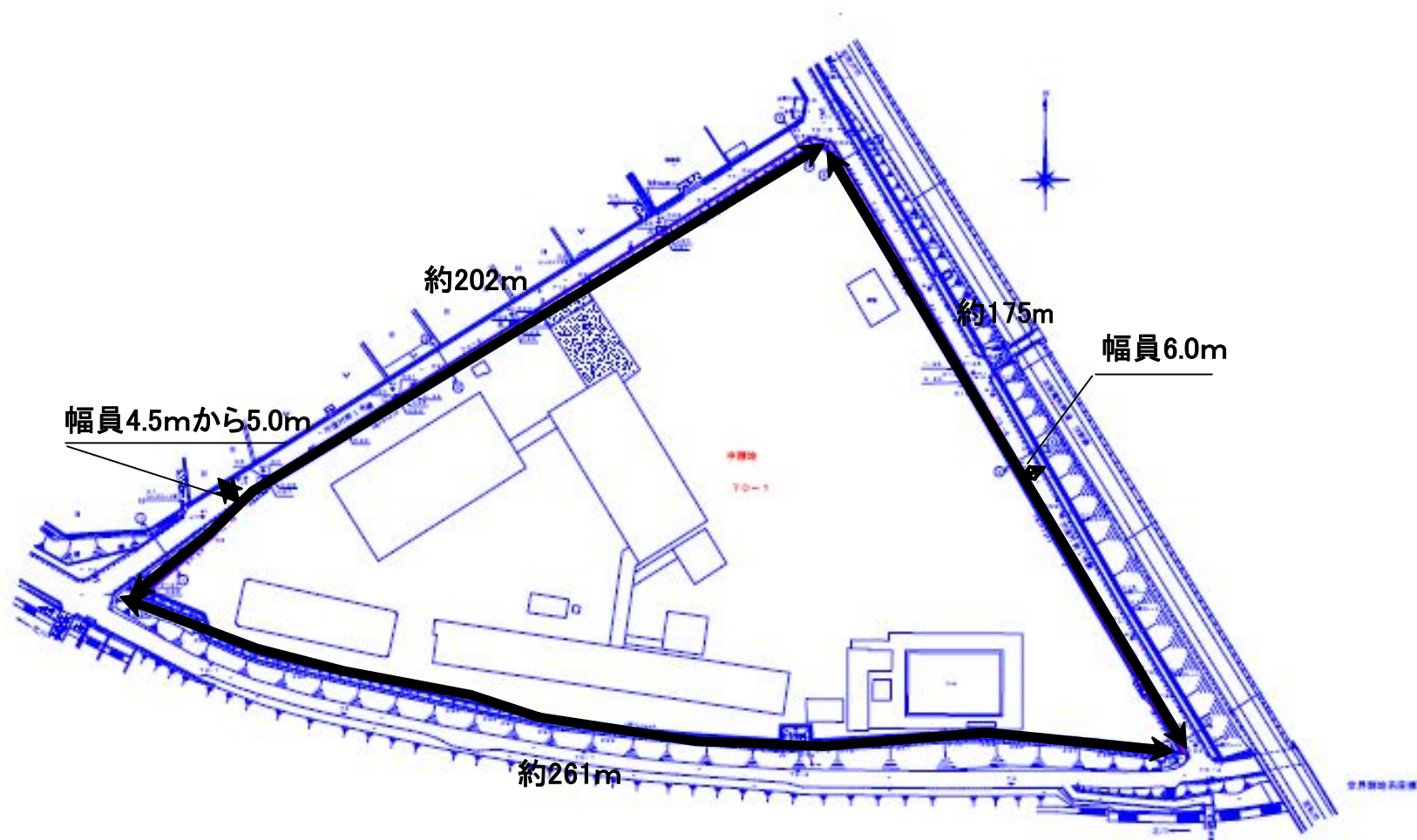
| | H22年度 | | | H23年度 | | | H24年度 | | | H25年度 | | | H26年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|----------|---|---|-------|----|----|-------|---|---|-------|---|---|-------|---|---|-------|----|----|-------------|---|---|-----|---|---|----------|---|---|-------------|----|----|---|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 第2四半期 | | | 第3四半期 | | | 第4四半期 | | | 第1四半期 | | | 第2四半期 | | | 第3四半期 | | | 第4四半期 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | | | | | | | | | |
| 1 基本計画 | ← 基本計画 → | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 基本設計・実施設計 各種調査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ← 基本設計 → | | | | | | | | | ← 実施設計 → | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 新築工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ◆公告 □9月議会承認 | | | | | | | | | ← 工事 17ヶ月 → | | | | | | | | | | | | | | |
| H23 撤去 既設校舎等撤去 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ◆公告 撤去設計 | | | ◆公告 | | | ← 撤去工事 → | | | | | | | | | | | | | | | | | |

開校予定
引越

□位置図



□現況配置図



□学校別必要諸室一覧（想定）

○ 計画室一覧（想定面積）

| 学校区分 | 部門等 | 必要室（）内括弧等 | 概算面積（㎡） |
|----------|--|--|---------|
| 支援学校 | 小学部 | 普通教室（12）、児童更衣室（2）等 | 650 |
| | 中学部 | 普通教室（15）、生徒更衣室（2）等 | 850 |
| | 高等部 | 普通教室（18）、生徒更衣室（2）等 | 1050 |
| | 共通（特別教室） | 音楽室（1）、理科室（1）、LAN教室（2）、調理室（1） 視聴室（1）、図工美術室（1）、自立活動室（5）、展覧教室（1） 木工室（1）、窯業室（1）、農芸芸芸室（1）、作業学習室（1）、準備室（適宜） 検査室（1）、多目的学習スペース（1）、フレイルーム（1）、 図書室（1）、教育相談室（1）、進路指導室（1）、児童生徒会室（1） 地域支援室（1）、他 | 1700 |
| | 共通（管理者室） | 校長室（1）、応接室（1）、保健室（1）、職員室（1）、職員更衣室（2）、他 | 850 |
| 共通（給食施設） | 給食関係者室 ＊支援学校（小・中・高）の児童・生徒に対し学校給食の提供を行う。 | 400 | |

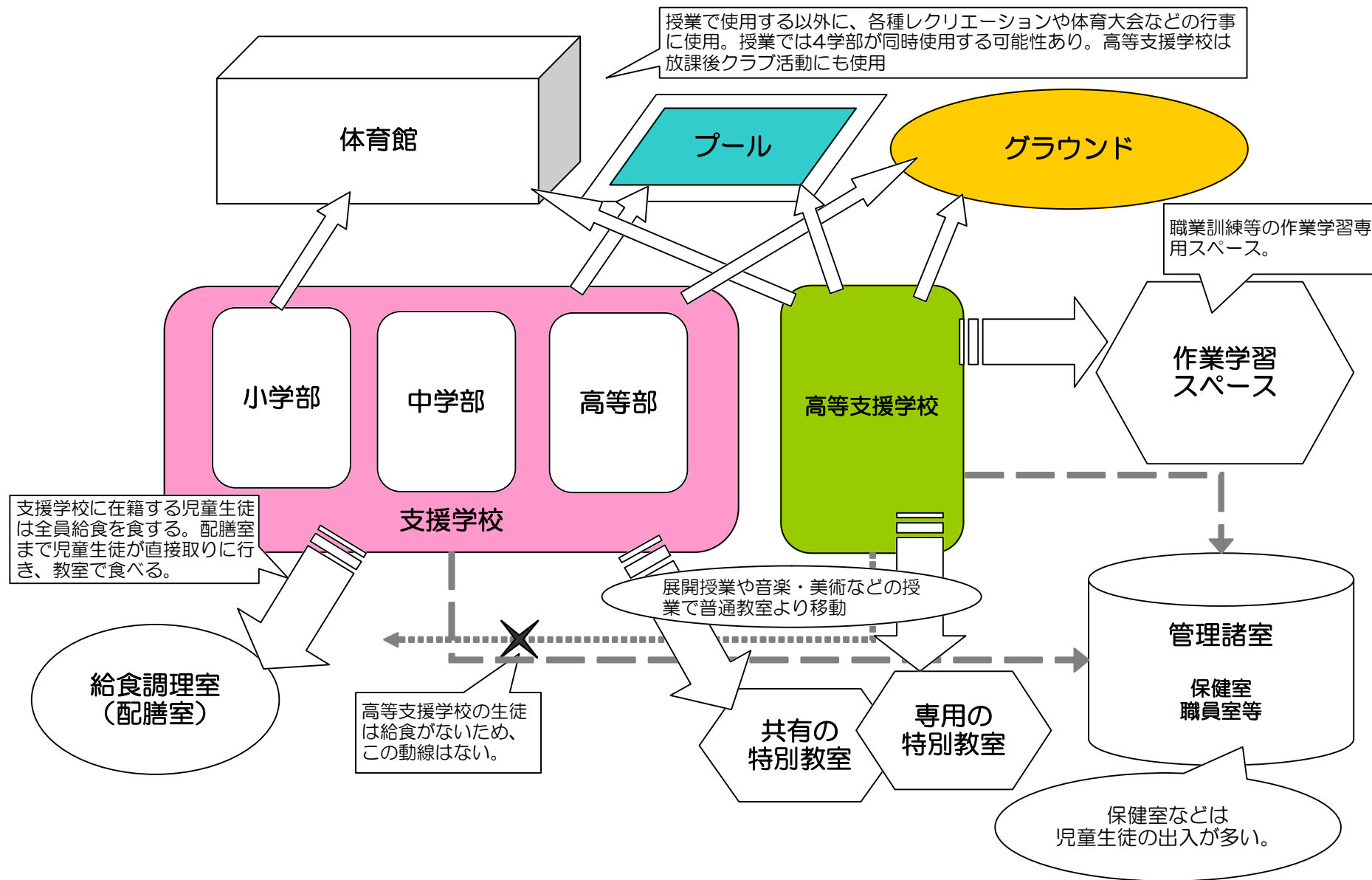
| 学校区分 | 部門等 | 必要室（）内括弧等 | 概算面積（㎡） |
|--------|------------|--|---------|
| 高等支援学校 | 高等部（特別教室等） | 普通教室（12）、LAN教室（1）、理科室（1）、作業学習実習室（7）、 準備室（適宜）、図書室（1）、進路指導室（1）、生徒指導室（1）、 教育相談室（1）、生徒会室（1）、生徒更衣室（2）、他 | 1550 |
| | 高等部（管理者室） | 校長室（1）、応接室（1）、職員室（1）、保健室（1）、職員更衣室（2）、他 | 350 |

| 学校区分 | 部門等 | 必要室（）内括弧等 | 概算面積（㎡） |
|------------------|------------|---|---------|
| 支援学校 高等支援学校共通 | 共通（特別教室） | 音楽室（1）、美術室（1）、調理実習室（1）、視聴室（1）、準備室（適宜）、 日常生活種室（1）、視覚教室（1） | 650 |
| | 共用部分（管理者室） | 事務室（1）、控室（1）、会議室（1）、放送室（1）、職員控室（2）、他 | 500 |
| | 屋内運動場（体育館） | | 1100 |
| | プール附属棟 | 更衣室・トイレ・機械室・倉庫等 | 150 |
| | 共用部分 | トイレ・階段・廊下・エレベータ・下足室 ホール等 設備関係者室 | 6200 |

【 特筆すべき諸室等 】

- 自立活動室
 - ・『自立活動』とは、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育てることを目的とした学習活動である。
 - （学習内容の例）機能訓練、感覚統合訓練、作業療法、言語訓練 など
 - ・個々の児童生徒の実態と課題に応じてグループ別に展開して授業を行うときなどにも使用する室
- 地域支援室
 - ・地域の小中学校や高校の教員を対象とした教育相談などを行う室。ケース会議を行うための会議スペースが必須。
- 検査室
 - ・発達検査、行動観察、言語訓練などを行う室
- 相談室
 - ・児童・生徒・保護者等の各種相談に使用する室
- 作業学習室
 - ・支援学校の作業学習の授業で使用する室
- 作業学習実習室
 - ・高等支援学校の専門教科である『職業』の授業で使用する室
- 日常生活活動室
 - ・トイレ・入浴・炊事など日常生活活動に必要なトレーニングや体験学習を行なうための室
- 多目的学習スペース
 - ・学年集会や多人数の授業用の教室として多目的に利用する室

□学校施設配置イメージ



□ 施設整備条件

◆ 施設整備条件

1. 支援学校及び高等支援学校の児童生徒数及び整備する普通教室数

(児童生徒) 支援学校：約300人(小学部 12教室、中学部 15教室、高等部 18教室) / 高等支援学校：約100人(12教室)
(総教職員) 約200人

2. 児童生徒の通学方法

- 支援学校の児童生徒・・・登下校とも通学バスを使用(一部、自主通学)
(スクールバスの想定) 1台45人乗り・約10台
(進入方向)
 - 隣接する国道168号から通学バスがスムーズに敷地内に入れる門扉等の配置を検討すること。
(既存門扉の活用は必須条件ではない。)
 - 安全性の確保(車が進入するエリアを明確にし、歩行者動線との交差を極力回避)を重要視した通学バス進入路と歩行者通路を分離すること。
 - 歩行者通路を確保するにあたり、歩行者専用門扉の設置なども併せて検討すること。
- (駐車スペース)
 - 児童生徒が通学バスの乗降口から下足室までの間は雨に濡れない配置とすること。かつ、乗降口から下足室への動線は極力短いことが望ましい。また、駐車スペースは1か所に集中させること。
なお、通学バス駐車スペースの他に来客用駐車場10台程度、身体障がい者専用駐車場2台程度も確保すること。(併用不可)
- 高等支援学校の生徒・・・公共交通機関を利用した自主通学(最寄駅である京阪電鉄交野線村野駅等からの徒歩通学、もしくは自転車通学)

3. 校舎等の配置

- 計画敷地内に残存する建物等は全て解体撤去し、新築するものとする。
- 知的障がいの特性を鑑み、安全面での校舎内外での動線・施設設備面に特に配慮すること。

(校舎棟の想定) 管理諸室や特別教室等の一部は共有可とするが、高等支援学校については、1校としてまとまりのある施設整備をめざすこと。
高等支援学校の独立感を確保する配置

*特に高等支援学校の生徒と支援学校の生徒の動線交差を極力回避(共用する特別教室への動線に配慮)

支援学校のゾーニングは各学部毎を基本とするが、その中で休み時間等に学部間の交流や談話が可能なオープンスペースを確保すること。

諸室計画との整合性上可能な限り、安全面に配慮するため高層棟は回避すること(4階までを上限と想定)。

小学部児童の管理諸室(保健室など)への移動動線の短小化を優先して配置すること。

特別教室への移動動線について配慮すること

特別教室はなるべく一般教室から遠くない場所がよいが、支援学校高等部と高等支援学校が共用する室(美術、音楽、家庭科調理室、家庭科被服室等)については、ゾーニングに配慮すること。

廊下への配慮

校舎面積を有効に活用するため、中廊下式でも可。ただし採光・オープンスペース等には十分配慮すること。
廊下幅は中廊下式の場合、有効幅で約3.0mを確保し、壁面には掲示板や展示レール等の設置を要する。

階段への配慮

支援学校ゾーン・体育館など小学部児童が使う施設の階段は蹴上がりに配慮すること。
児童生徒の体格に対応できるよう、上下2段の手すりを両サイドに設けること。
階段幅は有効幅で約2m確保し、階段内側には階下への転落防止対策を施すこと。

エレベーターへの配慮

内部で車椅子の回転ができ、ストレッチャー等が入る籠を設置すること。
エレベーターの操作は暗証番号入力対応とすること。

緊急車両の寄り付き

保健室は救急車がスムーズに寄り付けるよう配置すること。また校舎への緊急車両の寄り付き、ファイアーレーンと車両の進入路なども十分検討すること。

1階が望ましい室・スペース

小学部低学年教室、木工室、窯業室、支援学校用農園芸室・高等支援学校用農作業実習室（作業学習実習室7室のうち1室）
 保健室（支援学校用・高等支援学校用各1）、理科室、小中学部用図工美術室、事務室（給湯室・事務倉庫を付設）
 支援学校校長室・支援学校応接室・来客用トイレ、技術員室、高等支援学校校長室・高等支援学校応接室・
 高等支援学校職員室・高等支援学校保健室・職員トイレなどの管理諸室、機械・設備室・電気室等の設備関係諸室、
 給食調理室・配膳室・給食調理員控室、地域支援室・教育相談室・検査室など

（体育施設の想定）

体育館

- ・ 小学部から高等部まで3つの学部と高等支援学校が共用で使用するため、教育活動実施時に分割使用可能な設備（防球ネットなどによるフロア分割等）を付帯すること。
- ・ 支援学校・高等支援学校とも校舎から屋外に出ずに体育館まで移動できることが望ましい。

プール

- ・ 建物内での階層は2階までに配置されることが望ましい（小学部の児童は平面移動で済む動線が理想のため）。
- ・ 主に中学部～高等支援学校が使用する大プール 1（水深0.8m～1.3m 25m×4コース） スロープ付き
- ・ 主に小学部が使用する小プール 1（水深0.5～0.7m 約50㎡） スロープ付き
- ・ 授業・クラブ活動等で飛び込みは行わない。
- ・ 大プールと小プールの間の移動がスムーズに行えるよう、両プールは同一平面に隣接して配置すること。
- ・ メンテナンス等の問題により、校舎棟等の屋上プールは不可。
- ・ プールサイド外周に外部者の不法侵入を防ぐ壁等を設けること。
- ・ 付属棟には男女更衣室・機械室・準備室・用具室・男女トイレ・足洗槽・シャワー（一部温水）の設備を設けること。
- ・ 安全上、プール施設入口は施錠のできる扉を設置すること。
- ・ プール施設入口から付属棟及びプールサイドへ進む動線上に高低差が生じる場合には、車椅子スロープ及び小学部児童に考慮した階段を設けること。

グラウンド

- ・ 150m～200mトラックを確保すること。その他可能な限り、草野球・サッカーなどの運動ができる広さを確保すること。
- ・ トラック等からパンザーマストなどの構造物が体育活動に支障を及ぼさないよう、一定の距離を確保すること。

（給食施設の想定）

支援学校の児童生徒に対して自校調理による給食を提供する。
 敷地内に450食程度の喫食数が調理可能な学校給食法の基準を満たした規模の調理室及び配膳室等を整備すること。
 給食は、児童生徒がそれぞれの教室まで運び、そこで食する。教室までの運搬動線は安全・衛生上、屋内動線を確保すること。
 ＊ 給食配膳室は小学部の児童ができるだけ平面移動（もしくは短い動線）で済む配置であることが理想。
 給食調理室は食材搬入や排水等の関係から1階に配置すること。

（その他施設の想定）

農地・菜園

授業等の作業活動で使用するため一定のスペースが必要となる。

遊具スペース

主に小学部の児童が小運動場として使用できるスペースを確保し、遊具を設置すること。
 （アスレチック、ブランコ、シーソー、雲梯、滑り台、砂場など）

駐輪スペース

特に小学部低学年が遊具まで短い動線（中庭的に直接アプローチでも可）でたどり着ける配置場所を検討すること。
 50台程度確保すること。

受付員ボックス

学校への訪問者に対する受付業務にあたる受付員が常駐するための受付ボックス（事務机が入る程度の広さ：約5㎡）を正門付近（内側）に配置すること。

門扉等

正門に防犯カメラ及びインターホンを設置し、門扉の鍵は電子キー（管理諸室よりリモコン操作可能なもの）とする。

その他

体育倉庫・園芸倉庫・花壇等

【 特筆すべき諸室等 】

支援学校の普通教室

- 1室50㎡程度を確保すること。採光に配慮し、南向きに窓を設けること。転落事故予防のため、2階以上の教室には張出ベランダを設けないこと。及び、窓に転落防止の工夫（手すりを設けるなど）を施すこと。
- 窓には網戸用レールを付けること。
- 出入り口は前後2箇所、軽量引き戸とする。
- 教室前部の壁面にホワイトボード（小学部については高さに配慮）、ホワイトボードの両脇に掲示板（マグネットタイプ）を設置すること。鏡、ロッカー、書棚・教材保管棚（つくりつけ）。更衣スペース用に男女別にカーテンレール。
- 教壇は不要。
- 空調設備要。LAN端子。TV端子。内線電話端子。壁ACコンセント。
- 水場(複数の水道栓付き)を設置する。学齢に応じた水場の高さ、水道栓は様々な障がいのある児童生徒に対応するため回転式、レバー式などの数種類用意すること

高等支援学校の普通教室

- 50㎡程度を確保。採光に配慮すること（北向きは不可）。空調設備要。LAN端子。TV端子。内線電話端子。壁ACコンセント2箇所。
- 窓には網戸用レールを付けること。
- 出入り口は前後2箇所、軽量引き戸とする。
- 前面にホワイトボード、ホワイトボードの両脇に掲示板。鏡（開き戸付き）、ロッカーは大きめ（3人用の縦型ロッカーを3台）。更衣カーテンは不要である（更衣は更衣室を使用する）。
- 教壇は不要。
- 高等支援学校用の教室に手洗いは必要ないが、教室の近くに、廊下に面して手洗いスペース（カラン数5～7）を各階に設けること。

職員室

- 職員室は支援学校用（教員数150人）・高等支援学校用（同50人）別々に設けること。
- 職員室の配置場所は、教室への動き等を考慮すること。室内に給湯器付きシンク、コンロ、手洗いを設けること。
- 職員室に付属して印刷室・放送室等を設けること。校内イントラ及び学校情報ネットワーク用のサーバーは放送室内に設置できるようにすること。
- 職員室に隣接して、男女別職員トイレ、男女別更衣室（横臥できる休養スペースを含む）を設けること。

保健室

- 保健室は支援学校ゾーンと高等支援学校ゾーンにそれぞれ1室とする。面積は支援学校用が100㎡程度、高等支援学校用が50㎡程度とする。
- 保健室に隣接して、教育相談（カウンセリング）室・検査室を配置すること。
- 保健室の近くにトイレ（温水シャワー付）を配置すること。うち1箇所は福祉トイレ（オストメイト対応）とすること。

会議室

- 150人規模の会議（職員会議やPTA総会など）が可能なスペースを確保すること。
- 分割して少人数の会議も可能なように可動パテーションを設けること。

トイレ

- 高等支援学校ゾーンには、各階に男女別各1箇所のトイレを置く。
- 支援学校ゾーンには、各階に男女別各2箇所のトイレを置く。身体や衣服を洗うことを想定し、うち男女各1箇所に脱衣スペースのある温水シャワー室と洗濯機置き場を併設すること。
- 小学部低学年用のトイレは教室の近くに設置すること。
- 両学校ゾーンとも、各トイレの大便器は洋式便器（温水洗浄器付き）とするが、トイレトレーニングのため、最低1箇所は和式便器を設ける。
- 車いす対応便所（介助者の付き添い・車いす直進可）を各階に男女別に1か所ずつ設置すること。
当該便所内には電気ストーブ等の電気製品が使用できるようAC電源コンセントを設けること。
- 福祉対応トイレ（オストメイト機能付き）を校内に1箇所設けること（できれば保健室に近い場所が望ましい）。
- 教職員用トイレ、来客用トイレを設けること。（支援学校と高等支援学校が別棟となる場合は教員用トイレは両方に設置すること）
- 体育館アリーナ（屋内競技場）内にも男女別トイレ各1箇所を設けること。
- 運動場に面した場所に外から出入りできるように男女別トイレ各1箇所を設けること。

下足室

- 支援学校用下足スペース（児童生徒300人＋教員150人）と高等支援学校用下足スペース（生徒100人＋教員50人）は完全分離とすること。
- 支援学校の児童生徒は大半が通学バスを利用するので、通学バス乗降口に近いところに下足室を配置すること。また、公共交通機関を用いる生徒もおり、配慮すること。
- 下足スペースは運動場にも直接出ることのできるよう配慮すること。
- 高等支援学校の生徒はすべて公共交通機関を利用するので、通学バス乗降口に隣接する必要はないが、運動場への出入りについては配慮すること。
- 正面玄関ロビーに来客用（50人）の下足スペースを設けること。

プレイルーム

- 支援学校小学部に近い場所に配置すること。
- 天井吊り下げ遊具・トランポリンなどを設置する。天井の高さ、クッション壁面など安全対策に配慮すること。天井を高くする場合は、空調の効率性を考慮し、必要最小限の部分のみとすること。
- 吊り下げ遊具用の枠は強度に十分配慮すること。

多目的学習スペース

- 雨天時の運動スペース、学年集会や多人数の授業用の教室として多目的に使用する室。
- 可動間仕切りにより、廊下と一体として使用したり、一室として使用したりできること。

地域支援室

- 地域の小中学校や高校の教員を対象とした教育相談などを行う室。
- ケース会議を行うための会議スペースが必須。

検査室

- 発達検査、行動観察、言語訓練などを行う室。

教育相談室

- 児童・生徒・保護者等の各種相談に使用する室。

作業学習室

- 支援学校の作業学習の授業で使用する室。

作業学習実習室

- 高等支援学校の専門教科である『職業』の授業で使用する室。

自立活動室

- 『自立活動』とは障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育てることを目的とした学習活動である。
個々の児童生徒の実態と課題に応じてグループ別に展開して授業を行うときなどにも使用する室。
(学習内容の例) 機能訓練、感覚統合訓練、作業療法、言語訓練 など
- パニックを起した児童生徒のクールダウン用のブースを設けること。

日常生活活動室

- トイレ・入浴・炊事など日常の生活活動に必要なトレーニングや体験学習を行なうための室。
少人数グループで宿泊体験学習や調理実習等にも活用する。
- 一般家庭の室内と類似した設備(台所、居間、トイレ、風呂などの水周り、畳などの建具)を設置すること。

- * 雨天等、屋外運動場が使用できない場合の、活動場所が十分に確保できるような配慮すること。
(自立活動室や多目的学習スペースや下足スペースなど、一定の広さがある空間を想定しているが、分割して少数集団の活動にも対応できるような工夫を検討すること。

□提案にあたって基本的に考慮する事項

- ・ 本計画地に残存する建物等は全て撤去解体いたしますので、更地より新築するものとして計画をすること。
- ・ 建築物の階数は4階建てまでとして計画をすること。
- ・ 動線イメージに対応したゾーニング及び歩車分離の計画をすること。